

上越市教育委員会組織規則及び上越市教育委員会職員の職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

上越市教育委員会教育長 早 川 義 裕

上越市教育委員会規則第 3 号

上越市教育委員会組織規則及び上越市教育委員会職員の職に関する規則の一部を改正する規則

(上越市教育委員会組織規則の一部改正)

第 1 条 上越市教育委員会組織規則（昭和 4 6 年上越市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項の表教育総務課の部企画係の項中

「1 0 上越学生寮奨学金の貸付けに関すること。

1 1 所管する施設に関すること。 を

1 2 水族博物館に関すること。 」

「1 0 学びの多様化学校の設置準備に関すること。

1 1 上越学生寮奨学金の貸付け及び返還に関すること。 に改め、同部地域クラブ活

1 2 所管する施設に関すること。

1 3 水族博物館に関すること。 」

動推進室の款地域クラブ活動推進係の項中「文化活動」を「文化芸術活動」に改め、同表スポーツ推進課の部企画推進係の項中

「5 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした地域活性化に関すること。

6 課の所掌する事務に係る分室との調整に関すること。 を

7 課の庶務に関すること。 」

「5 課の所掌する事務に係る分室との調整に関すること。 に改め、同部施設係の項中

6 課の庶務に関すること。 」

「3 学校体育施設開放事業に関すること。」を削る。

第 1 2 条の 2 第 1 項中「事務局に」の次に「必要に応じて」を加える。

第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条第 1 項中「を置く」を「置く」に改める。

第 2 3 条第 1 項中「参事」の次に「（部参事及び課参事をいう。）」を、「統括学芸員」の次に「、統括栄養士長」を加え、同条第 2 項中「統括学芸員」の次に「、統括栄養士長」を加える。

(上越市教育委員会職員の職に関する規則の一部改正)

第2条 上越市教育委員会職員の職に関する規則(昭和46年上越市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中第52号を第53号とし、第14号から第51号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 統括栄養士長

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。